

お客さま 各位

興 栄 信 用 組 合

手形・小切手の全面的な廃止に向けた取り組みについて

興栄信用組合は、政府・産業界・金融界が一丸となって推進している「手形・小切手の全面的な廃止」に向けて、下記のとおり受付期限を変更しましたので、お知らせします。

記

手形・小切手の全面的な廃止に向けた取り組み

● 受付期限を変更する取引・サービス

1. 令和8年12月30日（水）に終了する取引・サービス

小切手の窓口入金 受付終了（他行等）	他金融機関を支払地とする小切手の窓口入金受付を終了します。（※令和9年3月30日から変更）
-----------------------	---

2. 令和9年3月26日（金）に終了する取引・サービス

小切手の窓口入金 受付終了（当組合）	当組合を支払地とする小切手の窓口入金受付を終了します。（※令和9年3月30日から変更）
-----------------------	---

● 既に公表済みの取組み（これまでに、ご案内してきた内容も参考にしてください）

3. 令和8年1月5日（月）より改定・終了したサービス

項 目	内 容
手 数 料 の 改 定	下記のとおり手数料を改定いたします。 小切手帳代 1,100円 → 5,500円 取立手数料 440円 → 880円 〔 内、当組合が支払場所 220円 → 440円 〕 〔 内、当店が支払場所 無 料 → 220円 〕
令和9年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付 停 止	令和9年4月1日（木）以降を期日とする手形や小切手（先日付小切手）は令和7年12月30日（火）までに取引店にて手続きを行ってください。

4. 令和8年3月31日（火）に終了した取引・サービス

項 目	内 容
手 形 ・ 小 切 手 帳 の 新 規 発 行	手形・小切手帳の新規発行を終了します。 ただし、新規発行終了日時点で保有している手形・小切手帳については同日以後も利用いただけますが、未使用の手形・小切手帳の買戻しは行いません。

5. 令和8年10月30日（金）に終了する取引・サービス

預金小切手（自己宛小切手）の発行終了	預金小切手（自己宛小切手）の発行を終了いたします。
--------------------	---------------------------

6. 手形・小切手の最終振出期限

令和8年10月31日（土） ・最終振出期限を超過して振り出された手形・小切手は当座預金からお支払いができなくなります。

7. 令和9年3月30日（火）に終了する取引・サービス

手 形 の 取 立 受 付 終 了	令和9年3月31日（水）迄を期日とする手形の取立受付を終了します。
-------------------	-----------------------------------

※ 令和8年7月以降は、他金融機関を支払地とする手形・小切手の受付を終了している金融機関がありますので、受取人が取引金融機関で入金を断られる可能性がございます。

※ 受取られた各手形・小切手をご入金・取立する際は、上記最終受付日までにお取引店へお持ちいただくようお願いいたします。

以上